

2020年6月1日

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌 様

沖縄県教職員組合
中央執行委員長 佐賀 裕敏

沖縄県高等学校障害児学校教職員組合
執行委員長 仲宗根



「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の実効化について（要請）

貴職におかれましては、日頃より、学校教育の推進にご尽力されていることに対し敬意を表します。

さて、1月17日、文科大臣は、第200回臨時国会における給特法の改正をうけ、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（以下「指針」）」を告示し、自治体に対し、4月1日の施行日より教育職員の業務の適切な管理を行うよう、条例や教育委員会規則等の整備を促しました。

文科大臣告示（指針）は、教育職員が校務として学校教育に必要な業務を行っている時間を「在校等時間」とした上で、「時間外勤務時間」の上限を示し、サービス監督権者に対し業務量の適切な管理を命じています。沖縄県教育委員会においては、「改正給特法」及び指針を参考に速やかに条例改正及び教育委員会規則の制定、「在校等時間の上限に関する方針（以下「上限方針」）」を策定し、「学校の働き方改革」の一方策として、法令にもとづいた「在校等時間」の縮減に早急にとりくまなければなりません。

また、制度改正をふまえ、上限時間の遵守のみを求めるのではなく、時間外勤務を縮減するための業務削減にかかわる具体的な方策も急務です。文科省「指針」にも、中教審答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（2019.1.25）及び文科省事務次官通知「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」（2019.3.18）にもとづく勤務環境整備、業務の役割分担の見直しや外部人材の活用等、実効性のあるとりくみを推進することと明記されています。

あわせて、現在中教審において「教育職員の休日のまとめ取りのための1年単位の変形労働時間制」の2021年4月1日施行にむけた文科省令の審議も予定されております。

「改正給特法」にもとづく制度改正については、教員の適正な働き方・勤務時間管理に係る極めて重要な勤務条件の変更にあたることから、適切に対応いただけますように、以下、要請します。

記

1. 「改正給特法」及び7条関連「指針」にもとづく「条例改正」及び「教育委員会規則」の制定、「上限方針」の策定を早急に行うこと。
2. 教育委員会規則において、「時間外勤務時間の上限時間」について、「1か月30時間、1年360時間」を明記すること。

ただし、その上限時間まで時間外勤務を推奨するものでないことを明確にすること。

3. 児童・生徒等に係る「臨時的な特別な事情」による特例的な扱いについては、例外的かつ突発的な場合に限定すること。
4. 「在校等時間」は、通常、出勤から退勤までの時間であり、学校外での時間外業務時間、土日、祝日、年末年始等の休日の業務時間を含めること。その際、部活動、教材研究、事務処理、採点業務、家庭訪問、関係機関・団体との打ち合わせ等、一切の業務が対象となること。
5. 「時間外勤務時間」は、①所定の勤務時間開始までの業務時間、②所定の勤務時間終了後の業務時間、③取得できなかった休憩時間を合算すること。
6. すべての公立学校にICT、タイムカード等の客観的な勤務時間管理システムを早急に整備すること。
7. 在校等時間の記録は、ICTやタイムカード等で客観的に管理した上で、公簿として適切に保管すること。なお、保管期間は、5年とし、下記の（ア）から（ウ）についても遵守すること。
 - （ア）公務災害などの場合の申請資料とすること。
 - （イ）常時、本人が確認できる環境を整備すること。
 - （ウ）「衛生委員会」等において共有をはかり、業務削減、業務の平準化・適正化を行うこと。
8. 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守すること。
9. 上限時間を超えた場合は、業務分担や適正化等の必要な措置を講じること。さらに労働安全衛生法にもとづき、「時間外勤務時間」が80時間/月を超える教職員については産業医への報告、医師との面談を実施すること。
10. 「持ち帰り業務」について、上限時間を守るために「持ち帰り業務」が増加することがないよう、実態把握に努めるとともに、「持ち帰り業務」の縮減のとりくみをすすめること。また、勤務時間外のテレワークについても、実態を把握すること。
11. 業務終了から、翌日の業務開始までに、一定時間以上の継続した休息の時間を確保すること。
12. 教育委員会は、教職員の勤務時間管理が適切にされるよう指導や周知、条件整備をはかること。
13. 教育委員会は、校長が「在校等時間」の虚偽記録を報告するようなことがないよう指導すること。また、校長が法令、条例・規則などで定められた制度を逸脱した運用をした場合は、懲戒処分等の対象となり得ることを周知すること。
14. 「休日のまとめ取りのための1年単位の変形労働時間制」については、文科省令・指針（変形の要件）等が示されていないことと、各学校現場の超過勤務実態が把握されない中での拙速な導入は行わないこと。
15. 「1年単位の変形労働時間制」は職員の勤務条件に関するものであることから、導入にあたっては

沖教組・高教組との労使間での交渉をふまえること。

16. 人事委員会等に対して措置要求ができることを教職員に周知すること。
17. 教育委員会規則及び方針の運用面の不備について、教職員が通報・相談できる窓口を沖縄県教育委員会内に設置するとともに、市町村教委との役割分担を明確に示すこと。
18. 教職員をはじめ、保護者・市民等への条例改正・規則等の制定を周知すること。
19. 教職員の長時間労働是正のための業務削減、必要な人員の配置等、必要な方策に引き続きとりくむこと。

以上